

平成23年度 第17回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成24年3月29日（木）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第17回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成24年3月29日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議

議案第34号 青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第35号 青梅市教育委員会傍聴人規則の全部を改正する規則について【追加議案】

議案第36号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について【追加議案】

議案第37号 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について【追加議案】
- 6 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 非常用通信電話機（PHS 携帯電話機）の教育委員会所属施設への配付について（総務課）
- 2 青梅市特別支援教育実施計画第三次実施計画（平成24～28年度）について（教育指導担当）
- 3 平成23年度青梅市教育推進プランの実施状況について（教育指導担当）
- 4 青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターのあり方検討委員会設置要綱の一部改正について（社会教育課）
- 5 平成24年度社会教育事業年間計画について（社会教育課）
 - ・平成24年度青梅市立美術館年間事業計画について（美術担当）
- 6 特別貸金の廃止に伴う関係要綱の一部改正について（文化課・中央図書館管理課）
- 7 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）
 - イ 平成23年度第5回青梅市立学校給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）
 - ウ 青梅市民会館運営審議会議事録（文化課）
 - エ 青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）

協議事項（再掲）

- 1 平成24年度青梅市教育委員会教育施策の概要について（総務課）
- 2 青梅市教育委員会傍聴人規則の全部改正について（総務課）
- 3 青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱の一部改正（指導室）
- 4 青梅市教育委員会処務規則の一部改正について（総務課）
- 5 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について（総務課）

出席委員	教育委員会委員長 教育委員会委員 教育委員会委員 教育委員会委員	小野具彦 岡本昌己 中村洋介 畑中茂雄
------	---	------------------------------

出席説明員	教育長（再掲） 教育部長 総務課長 施設課長 指導室長 教育指導担当主幹 給食センター所長 社会教育課長 文化課長 美術担当主幹 中央図書館管理課長	畑中茂雄 柳内秀樹 渡辺慶一郎 村木晃 野村友彦 中嶋建一郎 朱通智 武藤裕代 萩原宏志 石田治郎 星野和弘
-------	--	--

書記	総務課庶務係長 総務課庶務係	永澤雅文 松井慎治
----	-------------------	--------------

午後 1 時 30 分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員 4 名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。これより、平成 23 年度第 17 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、1 月 12 日開催の第 12 回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第 12 回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、第 14 回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

日程第3 報告事項

(1)委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 3 月 22 日に今井小学校の卒業式に出席いたしました。大変いい卒業式でありました。震災から 1 年がたったわけですけれども、今井小学校は保護者の方に、学事報告と一緒に避難の方法とか、避難経路、留意点をきちっとプリントして全員に配っていきまして、やはり口頭だけではなくて、それを引き継いでいくというのは、とても大事なことじゃないかなと感じ、改めて学校の配慮に気持ちの良い思いをいたしました。

それから、気がついたことですが、国旗がかなり茶色いんですよ。ちょっと黄ばんでいるを通り越して、ふちあたりが茶色く見えるぐらいのものが掲揚されていたので、あれは学校予算で買っているのかわかりませんが、一度、市として総点検をした方がいいんじゃないかなと、個人的な感想を持ちました。晴れの式ですので、ご配慮いただきたいと思います。

以上です。

【委員長】 ほかにございますか。

【委員】 私は青梅市の各種審議会にも出させていただいているので、そこでちょっと関係したことをお伝えしますと、まず環境審議会の方で一般公募の御手洗委員から、今までの放射線量の

計測から、今度はホットスポットというんですかね、特別なところをやるならば、通学路の中にそういう部分がないかを見てほしいというご意見がございました。

それから、交通安全審議会の方で、小学校PTA援護会理事から、三小のところの道路がちょっと危ないと。朝、実はスクールゾーンということで進入禁止にはしているんだけど、どうも送迎のために入ってくる車が多いですと。青梅警察署の交通課長からも、そういうことがないように禁止を徹底していただきたいというご意見がございましたので、お伝え申し上げます。

【委員長】 私から1点。青梅の森の市民ボランティア講座というのに第7回、第8回と続けて参加したんですけども、昔駆け回った山が大分変わっているなということに気づいたと同時に、この地域、これからみんなでつくり上げていくという場所だと思うんですね。そういう意味で、子供たちもぜひその場所を体験していただくなど、近場でいいところなので、行く機会がふえるといいなというふうに思いました。そんなことを感じながら、また続けて参加しようと思っています。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 非常用通信電話機(PHS 携帯電話機)の教育委員会所属施設への配付について(総務課)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、非常用通信電話機(PHS 携帯電話機)の教育委員会所属施設への配付について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 報告資料1をご覧くださいと思います。

「教育機関向け震災対策プロジェクト」ウィルコム「イエデンワ」(PHS)の学校等配置概要でございます。

このウィルコムの「イエデンワ」につきましては、業者の方から教育機関に向けてということで、当初、教育機関だけではなく全国で1000台の電話機を、無料で配付し、通話料も無料といった内容で募集をしたところがございますが、応募が多数あったことから、別のルートにより、都下26市でイエデンワを希望する自治体は、優先的に無料で設置しますよといったようなことがございまして、青梅市もイエデンワを設置したところがございます。

ここに配置数、総計72台ということでございますが、内訳は、教育委員会、学校等を含めまして69台、市長部局ということで3台の合計72台でございます。

各学校には2台ずつ設置いたしまして、これにつきましては校長室および事務室を基本として設置させていただくというところがございます。

中ほどの経費の部分でございます。先ほどもご説明いたしましたとおり、電話機自体の経費および基本使用料につきましては無料。また通話料につきましては、PHS同士であれば無料になります。しかしながら、誤ってPHSから普通の携帯電話、また普通のご家庭への電話等をしてしまった場合には、記載のとおり、30秒21円のお金がかかってくるというところがございます。これは各学校にも、校長会におきまして校長先生等に説明をさせていただきました。もし料

金がかかった場合には、実費負担になりますよということで、決して間違っただけでウィルコム以外の電話には使わないでくださいと周知してございます。もちろん教育委員会の各施設につきましても、同様などございまして。

しかしながら、震災時、緊急時につきましても、一般電話や他社の携帯電話に掛けることはやぶさかではありません。そういった非常時には使ってくださいというお話もさせていただいたところでございます。

下段の使用法というところでございますが、今ご説明しましたところのウィルコム電話同士の使用に限ります。このため、発信に際しては下記使用例のような使用方法とし、保護者への連絡や他社電話への通信には使用しないということで、例でございますが、市の教育委員会にあるPHSと学校との通話、また学校間同士、事務職同士、校長先生同士の通話、学校でのランシーバー的な使用（プールと事務室など）とございます。これは通話をいくらしても、無料でございますので、積極的に使っていただき、いざというときのために使えるようにしておいてくださいというところでございます。

また、配付する全ての電話機の番号をあらかじめ電話機に登録いたしましたので、ダイヤルをせずに登録番号を呼び出して通話ができるよう、間違い電話を防ぐ対応をしております。例えば一小ということを表示すれば一小の電話番号が出てくるということで、これの利用はわかりやすくなっているということでございます。

一番下でございます守秘事項でございますが、あくまで非常用の通信手段としての通話確保を第一義と考えているため、電話番号は公表しないこととすることとあります。要は、非常時にこの電話にかかってきてしまうと、緊急にこちらから電話したいときに話し中などで使えない状況が発生してしまうことが懸念されます。したがって、あくまで電話番号は伏せておくのが原則ですということで対応しているところでございます。

恐縮でございますが、裏面をお目通しください。今回配付します電話機は、携帯型の電話機でなく卓上型の電話機でございますが、これにつきましては電源がACアダプターによるものですが、乾電池でも使用できる仕様になっており、持ち運びができるものです。したがって、例えば停電時や被害を受けた現場から乾電池対応で電話ができるということでございます。

メリットという点でございますが、教育機関向け震災対策プロジェクトの一環として、電話機を無料で配置する。それから、ウィルコムの特徴であるウィルコム同士の電話は無料であるということで、通常使っている電話料金がこれを使うことによって削減できるといったところでございます。

また、3.11の震災時に、ウィルコムでは使用制限をかけなかったことから、ウィルコム同士であればほぼ100%、通話が確保されるメリットがあります。ちなみにドコモ同士では、3.11の際は非常に携帯電話がつながりづらかったというような実態もございまして。それを回避するためにも、このPHSによる電話機は有効と考えてございます。

他市の状況でございますが、一番下段でございますが、2月17日現在で26市中18市で設

置または設置の予定というところがございます。青梅市では、既に教育委員会、市長部局、また各学校にはそれぞれ設置してございます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 教育委員会から非常時等に、例えば学校とか教育施設の方に一斉に対応できるんですか。

【総務課長】 一斉にはできないんですが、教育委員会の各課には1台ずつ置いてございますので、ある程度手分けをしなから、そう長くない時間で各施設との連絡は取れるというふうに考えてございます。

【委員】 今伺ったのは、実は昨年、一中学区で不審者が出て、児童・生徒を早めに下校させたという日があったと思うんですが、そのときに東青梅センタービルの中の施設には一切連絡が回らなかったんです。ある先生が学校に出張に出かけてられて、たまたまその事実を知って、急いでセンタービルの方の教育相談所とふれあいの方に連絡をしたという話を聞いています。今回これが入ることによって、一斉は無理としても、ぜひ各担当課の方でそれぞれの外部のところにある教育機関等に漏れなくというか、忘れることなく、そういう緊急連絡も含めてお願いできるということで、改めてその確認をお願いしたいなと思います。

【総務課長】 ご指摘のところ、そのとおりでございます。緊急時がございましたら、学校だけでなく、教育委員会関連施設につきましても、漏れのないように周知させていただきたいと思えます。また、図書館や美術館など、集客施設もございます。そちらとの連絡も密にとらなくてはならないということもございますので、その辺のところは漏れがないように対応したいと思えます。

【委員】 これは日常でも使うのでしょうか。

【総務課長】 これにつきましては、既に設置してございますので、日常でもPHS同士であれば、どんどん使っていただいて結構でございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 青梅市特別支援教育実施計画第三次実施計画(平成24～28年度)について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項2、青梅市特別支援教育実施計画第三次実施計画(平成24～28年度)について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、青梅市特別支援教育実施計画第三次実施計画についてご報告いたします。

報告資料2-1、2-2をご覧ください。

初めに、報告資料2-2、計画書の方に訂正がございます。1つ目が25ページ、下から5行目のところに網かけが残っておりまして、これは網かけなしということでご確認いただければと

思います。それからもう1点が、42ページ、下から6行目、右端の「共生社会」というところの右上に※11、脚注がついているんですが、※11の削除をお願いいたします。訂正は以上でございます。

それでは、報告資料2-1をご覧くださいましてご説明いたします。

まず、1. 第三次計画の性格でございます。平成22年3月に策定いたしました第二次計画の計画期間が終了することから、国の動向や東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画を踏まえ、青梅市における平成24年度から平成28年度の特別支援教育の円滑な実施に向け、総合的な支援体制の整備や小・中学校における校内体制の整備、教育的支援の充実等の事業展開と将来の構想をまとめたものになっております。

続きまして、2. 計画の指針でございますが、示させていただいた5点となっております。その中で、二次計画からの変更箇所が2カ所ございます。1カ所目は、(1)の一番最初に出てきます「発達障害」という標記の部分が、以前は「LD、ADHD、高機能自閉症等」と書き表しておりました。市民へのわかりやすさを考え、「発達障害」と変更しております。

2カ所目は、(3)の中ほど、「教員」の後に「支援員等」を追加しております。教員の指導補助を行う介護員や支援員の専門性を高め、学校における総合的な指導力の向上を図るという内容にするため、追加しております。

続きまして、3. 主要施策でございますが、裏面まで含めて12ございます。基本的には、これまでの施策を踏襲しておりますので、主な追加内容に絞って3点挙げさせていただきます。1つは、(3) 特別支援学級介護員の配置の部分で、通常学級に在籍する肢体不自由の児童・生徒への介護員の配置を検討することを記載してございます。こちらは、計画書で見ますと、12ページに記載してございます。2点目は、特別支援学級への入級者数が今後も増加していくことが見込まれることから、(7) に特別支援学級の新設についての検討を記載してございます。こちらが計画書で見ますと24ページから27ページに記載してございます。最後3点目は、長期的な視点に立って一貫性のある支援を実施していくために、(10) に個別の教育支援計画の作成を進めていくことを記載してございます。こちらが計画書36・37ページに記載してございます。

以上で説明を終わります。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 幾つか意見と質問を。

まず最初は感想ですが、大変よくまとまったなど。第三次ということもありまして、大変充実してきたなどということを強く感じまして、特別支援に対する考え方が、行政、学校、保護者に随分浸透できてきたんじゃないかなと思っております。実は私、モデル地区を担当したことがありまして、一番最初のときなんですけれども、これを導入するに当たって、ある講師の方をお呼びしたときに、心身障害教育が特別支援教育に変わっただけじゃないんだよという話があったのを今でも強く印象に残っているんです。要するに、ノーマライゼーションの問題、共生も社会の問題も含めて、学校経営者の学校経営そのものが実は大きく変わる可能性を含んでいる問題なんだ

というお話があって、それは今でもすごく印象に残っているんです。ただ、印象に残っているんですけども、改めて読ませていただくと、ときどきいろいろな方から意見を聞くんですが、心身障害教育が特別支援教育になっただけなんだねというふうにどうしても言われてしまう部分がいまだに残っているのは、やはり学校経営の視点がそこからまだ抜け切れずにいる。例えば、心身に障害のある児童・生徒の問題だけではなくて、ふだんの教員の意識の問題とか、児童・生徒の共生への意識の問題とか、教職員の指導のあり方、心身に障害がある児童・生徒に対するシステムなど、指導の問題だけではなくて、そういうものを全部包括した新たな日本の教育のあり方が本当は提案されていたんじゃないかなと、僕はいつも思っているんです。この報告書を読ませていただいて、そこにもう一步踏み込んだ何かが欲しいなというのが、正直なところなんです。うまく言えないんですけども、私はどうしても心身障害教育が特別支援教育に変わりました、それが第三次になって充実してきましたということだけを説明しているような気がしています。先ほど言ったような内容がもう少し学校経営とか、それから社会全体の仕組みの中での私たちの意識改革とか、教員が障害のないお子さんに対しても一人一人のニーズに応じた教育をしていく考え方とか、人権教育の考え方とか、そういうところを少し項目を立ててやると、青梅らしい、さらにいい計画になるんじゃないかなということ、改めて感じました。そういうことを含めて、幾つか具体的なお話をさせていただきたいと思うんです。

一つ目は、やはり先ほど主幹の方からご説明がありました24ページあたりの図ですね。青梅市が今抱えている、特別支援学級の新設については、とても大きな予算を伴いますし、課題かなと思います。地図を見て、そういう学級等がないところに丸をつけると、西中と五小のところと、成木地区、それから新町とか霞台あたりがどうしてもそういう学級が一切ない地域ですので、その辺について、ここにあるように、ぜひ計画的に進めていただけると大変ありがたいなということ、改めて地図を見て感じました。

二つ目が、先ほど具体的にお話がありました支援計画のことなんですけれども、例えば37ページの支援計画で、作成状況が書かれているんですが、市内小学校17校中9校、中学校11校中5校がまだできていないということなんです。保護者の方に配っているチラシ等には、これをつくと書いてあるんですね。学校の方で、教育委員会と連携したものをつくと書いてありますので、つくっていない学校は一切そういうお子さんがいないのか、その辺のところを読み取れないんです。それから、38ページの方には個別の指導計画が作成されているというようなことで、37ページの支援計画の数値と個別指導計画の数値との関係が読み取れないんですけれども、その辺、やはりこれをつくっていくということは基本的に大事なことだというふうに言われていますので、ぜひそれを改めて学校の方と協議しながら実現に向けていただきたいなと思っています。

あと細かいことですが2つ。47ページで用語説明はとてもわかりやすいんですが、アスペルガーのところ、アスペルガーのことについては何も触れていないですね。例えば、社会性とか、興味・関心、コミュニケーションについて特異性が見られる障害があるとか、それから得意な部

分と不得意な部分の偏りがあるとか、その辺も軽度自閉症であるというような、そういうことを書かないと、最初の2行だけでは、結局アスペルガーって何でしょうねとなりますので、これはもう少し書き方を工夫していただきたいと思いました。

昨日、改めてこれを読んで、インターネットでアスペルガーについて調べてみましたが、用語解説をするなら、よろしくお願ひしたいと思います。

それから最後に、横長の資料を何枚かつけていただいて、とてもわかりやすくありがたいなと思いました。ちょっと縮小版で見にくかったんですけども。一つだけ気になったのは、後ろから2ページ目に、「特別な支援を必要とする子どもたちの就学について」というのがあります。その下に、就学相談室で保護者の方の言葉があるんですが、「小学校の通常のクラスで大丈夫かしら？うちの子心配だわ・・・通級ではどんなことをするのかしら」と。これは誘導的じゃありませんか。私はそう思いましたけど。ここは、例えば、うちの子はときどきこんなことを言ったり、こんな行動をするんですけどもというような具体的な言葉が入ってくるのが、保護者の心配事としておかしくないけれども、通常の学級で大丈夫かしらってことはもう、簡単に言うと、特別な支援を必要としている子だから、こっちの方に相談にきなさい、そういう学級に入りなさいということを暗に、強制とは言わないですけども、私はそういうふうはこの文章を見て読み取りました。ですから、保護者の気持ちのところを、少し保護者の立場になったように書き換えていただきたいというのが、一つのお願ひです。

あと細かいところで、その右の主な発達障害のところの、ADHDのところの字が1行全部飛んちゃっていますので、それを直していただきたいなと思いました。

細かいことを含めて、幾つか気がついたところをお話いたしました。

【教育指導担当主幹】 いろいろアドバイスを含めてありがとうございます。最後のところ、文字が飛んでいるところや、それから具体的な言葉のあたりにつきましては、担当と調整をしていきたいと考えております。

また、アスペルガーのことにつきまして、実は47ページに用語解説を載せてはおるんですけども、最初に出たところだけに脚注の印がつくものですから、ちょっとわかりにくかったかもしれません。

それから支援計画、個別指導計画につきまして、全校でなかなかできていないところがございます。これに関しましては、保護者の理解をいただいて、学校、保護者であわせてつくっていくという性格があるものですから、まだなかなか保護者のご理解がいただけない。この辺が大きな課題でありますので、今後、こういった終わりの方にあります資料をいろいろな場所で配布して、市民、保護者に特別支援教育というものを理解していただく中で徐々にふやしていきたいと、そのように考えております

以上でございます。

【委員】 2ページの方の上から2行目にありまして、※5で47ページでアスペルガー症候群を見ても、どういう障害があるのかわからないということを言いたかったんです。このアスペル

ガー症候群の説明で、「遅れを伴わない」、ここまではわかるんですけども、で、どういう症状なのかというのがわからない。ほかのところは、LDとかADHDとか高機能自閉症というのはこういうことですよということが書いてあるんですけども、アスペルガー症候群の47ページの説明には、どういう症状が具体的にあるのかというのが書かれていないので、ここをもう少し丁寧に書いた方がいいと思いますということです。

【教育指導担当主幹】 申しわけありません。私の受けとめ方がちょっと浅かったと思います。この部分につきましても、担当と協議してまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

【委員長】 ほかにございますか。

では、私から要望を一つですけども、先ほど委員からもあったことと全く同様ですけども、各学校においては、それぞれ何らかの計画を持ちながら指導されていると思うんですけども、やっぱり個々にかかわる部分で重要な意図的、計画的指導を行う以上は、それを徹底した計画が必要だと思うんですね。そういう意味で、この状況ではちょっと納得がいかないというか、教科書採択等の根拠にもなる部分でもあるし、そう思いました。ですから、よりきめ細かな指導の徹底を図っていただきたいと思います。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 平成23年度青梅市教育推進プランの実施状況について(教育指導担当)

【委員長】 次に、報告事項3、平成23年度青梅市教育推進プランの実施状況について、説明をお願いいたします。

【教育指導担当主幹】 それでは、報告資料3をもとに、青梅市教育推進プランの実施状況についてご報告をいたします。

資料は各学校における推進状況2枚と、A4横になっている教育委員会各課のもの4枚との二つになっております。

それでは、まず各学校における推進状況についてご説明申し上げます。

各学校に達成状況を3段階評価していただき、それをもとに達成率を出しております。表には21年度分から3カ年の達成率と、右端に22年度と23年度の差を出しております。

初めにその中で、23年度達成率が85%以上の内容について挙げさせていただきます。2枚目の柱3、柱4には85%を超えるものがございませんでしたので、1枚目のみをご覧ください。柱1では、提言1「人権教育の充実」、(3)提言3「多くの人とかかわる教育の充実」でございます。柱2では、(2)提言「国語力向上に向けた教育活動の推進」、(3)提言1「学力向上に向けた取組の推進」、(4)提言4「教育相談の充実」、提言7「部活動等の振興」、(6)提言「特別支援教育の推進」となっております。多くの人とかかわることや、国語力向上につきましては、新教育課程の実施に伴うコミュニケーション活動などの言語活動の充実に向けた取組により、達成率が高くなっていると受けとめることができます。また、教育相談および特別支援教育につきましては、表には21年度からの数値を載せておりますが、上昇が続いている状況です。学校で

の取組も、これまで以上に充実してきていると受けとめることができます。

次に、特に達成率が低い、今後改善が求められるものについてですが、1枚目中ほどにあります柱2（3）提言3「高等学校、大学との交流の推進」がございます。こちらは、ここ数年なかなか取組が進まず、働きかけの必要性を感じているところでございます。

続きまして、昨年度の達成率との比較で、特に大きく上昇した項目につきまして挙げさせていただきます。柱2（4）提言3「健康・安全教育の推進」、提言5「不登校児童・生徒に対する取組の充実」、1枚おめくりいただき、柱4（1）提言4「教育委員会による学校支援体制の整備」となっております。不登校への取組の上昇につきましては、不登校数減少につながることを期待しております。また、教育委員会による学校支援体制の整備の上昇に関しましては、制度だけでなく信頼関係が構築されてきているものととらえております。

また逆に、特に下降した項目は、柱1（1）提言2「国際理解教育の推進」となっております。こちらは、外国語活動が授業となり、国際理解教育の一環として行われなくなったことによるものととらえておりますが、今後も状況把握に努めてまいりたいと考えております。

学校の取組については以上でございます。

続きまして、教育委員会各課における取組につきましてご説明申し上げます。

追加、拡充、成果のあった事項、改善を要する事項を表の右側に示してありますので、柱ごとに見てまいります。なお、同じ取組で複数箇所に掲載のあるものは、2回目以降省略させていただきます。

柱1では、小・中学生の主張大会への応募者数の増加、節電アクション月間の全体での取組、外国語活動研修への若手教員の積極的な参加、放課後子ども教室推進事業での実施日の拡充が挙がっております。

次に柱2では、学校と図書館の読書推進モデル事業において、児童が図書館を訪問し、図書館の使い方の指導を受けたこと。1枚おめくりください。研究指定校で言語活動に関する研究の発表ができたこと。教育活動支援員の効果的な活用が図られてきたこと。小規模認定校での児童・生徒の確保。明星大学のインターンシップの受け入れ。青梅総合高校との交流授業。新教育課程への準備としての情報交換。NPO法人との協働による家庭教育講演会の実施。青梅市芸術文化奨励賞受賞者演奏会・作品展の実施。農業・食育体験、文化体験等、小学生対象の体験事業の実施。食育講演会の実施。不登校児童・生徒への取組としての小学校5校へのスクールカウンセラーの配置。小学校2校、中学校9校への支援員の配置。3枚目をご覧ください。特別支援教育に関して、初任者研修での青峰学園の訪問。専門性向上のための研修会の実施が挙がっております。

柱2では、改善を要する事項も挙がっております。2枚目にお戻りください。●のところになります。学力向上推進委員の取組が、参加した委員の資質向上にとどまっていること。小・中学校一貫教育での小・中学生の共同作業等による教育活動の推進。国や都の学力調査の分析および授業改善の一層の推進が挙がっております。

また、3枚目をご覧ください。柱3では、文化課3館合同事業の実施。「生涯学習だより」の

配布部数、配布場所の増加。「釜の淵新緑祭～生涯学習フェスティバル～」での参加者の増加が挙がっております。

最後に4枚目、柱4では、初任者と4年次教員の授業についての指導・助言。研修による専門性の向上。中学校教育研究発表会での発表数の増加。「家庭のスローガン」について、小学校入学説明会で周知。子ども110番の避難状況の実態調査の実施。青色防犯パトロールの日を定め、教育部全体で巡回を実施。防災マニュアルの見直し。災害用伝言ダイヤルの活用促進。学校メール配信の実施などが挙がっております。

成果のあった取組につきましては、さらなる取組をしていくとともに、他の事業を充実させるヒントにしてまいります。また、改善が必要な取組につきましては、具体的な改善策を立て取り組んでまいります。

教育委員会各課の取組については以上でございます。

最後に、教育推進プランの提言の具現化に関しまして、学校と教育委員会各課の取組状況の全体を把握し、4つの柱についてバランスよく実施していくことが大切であると考えております。この集計結果につきましては既に校長会で配付させていただいているところですが、家庭、学校、地域の連携とともに、教育委員会各課の協力により、24年度につきましても教育推進プランのさらなる推進を図ってまいります。

以上、ご報告とさせていただきます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 どうもご丁寧にありがとうございました。去年か一昨年、このことについて、各学校の評価を最終的には当然校長先生が確認していらっしゃるんでしょうけれども、教員の意識が高まる中でやられていくような方法をお願いしたいというお話をさせていただいた記憶があるんですけども、恐らくそういう中で各学校の方できちっと事業ごとに精査をしながら評価をしていただいたんだなと思って、大変ありがたいなと思っています。

先日、ちょっと情報があったんですけど、ここ七、八年の大きな教育の動きの中で、小・中一貫、あるいは連携というのと、それから地域運営学校と、それから放課後子ども教室というのが、教育委員会を取り巻く状況の中では三つの大きな動きだったんじゃないかなという話を聞いたことがあります。本市も小・中一貫、それから放課後子ども教室については大変力を入れてやられてきていますので、さらに、中だるみすることなく、地道で結構ですので、ぜひ今後とも意識改革に向けて努力していただきたいなと思っています。

【委員】 ちょっと教えてほしいんですが、数値は達成率として各学校の3段階評価を得点化してということなんですが、この3段階というのは、何点、何点、何点という具体的な数字があるんですか。

【教育指導担当主幹】 これにつきましては、単純に1点、2点、3点の3段階になっております。

【委員】 例えば、全校が3点だと、これが100%ということになるんですか。

【教育指導担当主幹】 はい、そういうことになると思います。

【委員】 この傾向を見ていますと、例えば前年差で大きく減ったというご指摘があった、例えば柱1（1）の提言2とか、（3）提言1、あるいは柱2（1）とか柱2（2）というのは、前年にそれをジャンプアップして、また今年落ちているという傾向があるように思えて、やってくださいというと上がるんだけど、ちょっとそれを一回緩めるとまた落ちてしまうという感じがしました。逆に柱2（4）提言3とか提言5を見ると、去年うんと落ちたから、やれと言ったから今年はグッと上がったのかなと。割合そういうふうにレスポンスがいいのであれば、うまくこちら側の言い方が機能しているのかなというふうにも思うんですが、その特性をよくご理解いただいて、うまくはっぱをかけていただければ、すごく効果的なのかなというのが一つあります。

それから、そういう中で気になるのは、今までは柱3というのが何となく全体的に低調でございまして、柱3の特に（2）と（4）はずっと減少し続けていると。何かやりにくさがあるのか。例えば私なんかパッと見て思うのは、柱3（2）「地域に貢献する人材の育成」というのは、題目はそうなんですけど、実際の活動内容は現在地域貢献をするような活動が書かれていて、今それで地域の行事にたくさん出てばんばんやれといってもなかなか難しいんだけど、本来は、将来貢献してくれればいいと。そのための素地をつくるというようなことであれば、もっと別のことができて、何かアップするような内容になるんじゃないのかなと、ちょっとそういう印象を受けました。

以上です。

【教育指導担当主幹】 ご意見、ありがとうございます。特に今、委員から最後にお話がありました、文言のとらえ方ということでは、各学校に差がございまして、それをこちらでもう少しわかりやすく学校に対して示していく必要があるかなと考えております。実は、今回もそういった意味では、たぶん昨年度に比べると、形式がちょっとシンプルになっているとは思いますが。ただシンプルにすることで、よりわかりやすくしていこうという考えでもありますので、今ご指摘いただきました内容につきましても、今後より一層学校に理解してもらいながら評価をもらえるような形にしていきたいと考えております。どうもありがとうございます。

【委員】 柱4の（1）提言4で、教育委員会による学校支援体制の整備が年々少しずつ数字が上がってきているのは、大変喜ばしいんじゃないかなと思います。

それから、特に柱4の内容では、100%じゃなくてはいけないところが幾つかあるような気がして仕方がないんです。例えば（2）提言3「教職員の服務規律の確保」だとか、（4）提言2「施設面からの安全対策の推進」とか、教育委員会としてこれは絶対100%が出てこないとおかしいんですよというところも具体的にお話ししていかないと、なかなかこの数字の変化というのは出てこないと思う。80を超えればいいのかという話にどうしてもなってしまうので、その辺は50でもかなりうまくいっているという数値のところもあっていいと思うんです。ですから、その辺は教育委員会が学校と連携しながら政策的にやっていくという視点を、もう少しあわせていただいてもいいのではないかなということ、数値だけ見た限りでは感じました。

アンケートをとるときに、結果は大体こうなるだろうと予想してアンケート項目を決めなさいと言われるんです。数値は、集約したらこうなったではもう手を打てない、おくれちゃうわけですね。ですから、こういう数値を獲得するために、こういう項目を決めて、こういうアンケートの項目を提示すると、例えばここはやっぱり50だな、ここは当然100だなというふうになってくるような方向に持っていかないと、数値の信憑性が少し、何年か続けていくうちに弱くなってしまいます。そんなことをちょっと感じました。

【教育指導担当主幹】 ご意見ありがとうございます。たぶんその辺の数値にあらわれる内容につきましても、先ほどお話ししたのと同様で、この文言の受けとめ方というところがどうしても幅がありまして、服務に関しても指導は100%行っているんですが、例えば服務事故があると、あったことでうちは100じゃないというような、絶対的な評価基準というものをこちらも示していないところもございますので、どうしてもそういうばらつきが出るというところをご承知いただけたらなと思っております。

【委員長】 よろしいですか。各学校で見ると、教育委員会内部で評価するのと、若干の違いがあるのは当然だと思うんですけども、やはり青梅市の課題として、これに取り組んでいこうと思ったものの成果が低いと、何か不足しているものがあるなという思いがしますね。感想です。より一層頑張りましょう。

それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターのあり方検討委員会設置要綱の一部改正について(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項4、青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターのあり方検討委員会設置要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 それでは、報告資料4によりまして、青梅市上成木ふれあいセンターおよび北小曾木ふれあいセンターのあり方検討委員会設置要綱の一部改正についてご説明いたします。

この要綱は、青梅市上成木ふれあいセンターと北小曾木ふれあいセンターの設置運営に関しまして、今後のあり方について検討委員会を設置し、検討を行うための必要事項を定めるために制定し、平成23年4月1日から実施しているものでございます。

改正の理由でございますが、平成24年4月1日の組織改正により、公共建築物保全整備計画に関することを所管する主幹が、企画部主幹から建築保全担当主幹に変更されることに伴いまして、規定の整備を行おうとするものです。

次のページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。

3の組織(1)の委員につきまして、右側現行の「企画部主幹のうち企画部長が指名する者」から、左側改正後の「建築保全担当主幹」に変更しようとするものでございます。

恐れ入りますが、前のページにお戻りいただきまして、3の実施期日につきましては、平成24年4月1日から実施しようとするものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 平成24年度社会教育事業年間計画について(社会教育課)

・平成24年度青梅市立美術館年間事業計画について(美術担当)

【委員長】 次に、報告事項5、平成24年度社会教育事業年間計画について(平成24年度青梅市立美術館年間事業計画について)、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 報告資料5に基づきまして、平成24年度社会教育事業についてご報告いたします。各課各館の全体スケジュールの内容と展示などの個別事業を記載しております。なお、それぞれの事業につきまして、今後調整しながら進めていく予定でございますので、計画の概要ということでご承知いただきますようお願い申し上げます。

まず1ページ目は、社会教育課が実施予定の事業でございます。社会教育課では23年度に約60の事業を実施いたしました。24年度も同様に50から60の事業を実施する予定です。これまでに実施いたしました講座のアンケート結果、また行政として必要と考えて実施する事業、開催場所も市民センター等に出向いて実施するもの、市役所会議室において実施するもの、見学会等を予定しております。

では一番上、幼児教育事業から順次申し上げます。

1行目、幼児教育事業は、市民センター等に出向きまして、親子を対象に各8回から12回の連続講座を実施するものです。

2行目の少年教育につきましては、月に1回程度、広報おうめに毎号載るように、昆虫教室やアートスクールなどを小学生対象に実施していく予定の事業でございます。

3行目の郷土を知る講座でございますが、フィールドワークを含め、文化財保護指導員の方のご協力をいただきまして、それぞれの地域における歴史講座を計画したいと考えております。

次の講演会となっておりますのは、市民会館を会場とした大規模な講演会を計画しております。最初の吉川英治記念館共催と書いてあるものですが、平成24年は青梅市の名誉市民である吉川英治氏没後50年にちなみまして、日本人の心、青梅の人々とのかかわりについて考える機会としたいと考えまして、記念館館長の吉川英明氏と、吉川英治文学賞受賞者であり選考委員でもある作家の北方謙三氏を講師として予定しております。また、これにあわせ、中央図書館で企画展示を行う予定です。6月15日(金)の6時から予定しております。もう一つは秋に開催予定で、スポーツの振興を通し、まちの活性化へ導き、ひいては地域の魅力を高めることを目的として実施いたします。スポーツジャーナリストの二宮清純氏を講師に招き、スポーツの必要や子どもの競技力の向上に役立てるとともに、スポーツへの関心・理解を深めたいと考えています。こちらは10月26(金)7時からの予定でございます。

次の視聴覚機材操作講習会は、職員が講師となって説明するもので、年に2回から3回を計画しております。

市民会議委員企画講座、これは生涯学習推進市民会議の委員さんの企画による講座で、平成23年度は7人の委員により9講座を実施いたしました。

5月12・13日には生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭～を実施いたします。

なお現在、ヒップホップダンスの教室は参加者が決定したところですが、新緑祭で教室の成果を発表する予定でおります。夏休み期間には、企業の講師派遣事業などを活用し、小・中学生対象の講座を実施いたします。

次の総合高校共催講座ですが、やはり夏休みに高校生と一緒に和太鼓をたたいたり、お琴をひいたりという講座を予定しております。産業観光まつりでは、工学院大学との共催で23年度に引き続いての理科教室を考えております。

親子で文化体験と題しまして、さまざまな連続講座を計画しております。また、3月にはそれらの作品展を開催する予定です。

高齢者対象講座として、ノルディックウォーキングや太極拳の講座を考えております。

次の農業体験は、旧畜産試験場を会場として、土づくりから収穫までのロングスパンの講座で、親子を対象に考えております。

次の天体観測教室は、夏休みと秋に2回を計画しております。

体験教室おうめっ子は、小学生を対象とした体験教室を、青少年委員協議会と協力して実施しようとするものです。

俳句コンテストは、23年度と同様、夏休みから新学期まで募集しまして、表彰作品を市役所1階ホールに展示する予定でおります。

次の傾聴講座は、23年度に引き続き実施する予定です。

古典の教室は1回だと物足りないとお声がございましたので、連続講座を考えています。

市民大学は毎年3回から4回実施しております。

家庭教育講演会は、親子のコミュニケーションをテーマとして3回実施する予定です。今年、小学校の入学説明会において、社会教育課からのお知らせということで、家庭のスローガンの啓発を行いました。24年度はこれに加えて、入学予定の幼児と保護者を対象として、家庭教育講座や子供向けプログラムを実施し、入学前の不安を解消するとともに、家庭教育の重要性や親のかかわりを学ぶ機会とすることができればと計画しております。

成人教育は、時期や内容をこれから調整していきますが、市民との協働、他課との共催に努めていきたいと考えております。

下から3番目の国際文化体験講座は、青梅国際友好協会の協力をいただきまして、毎回異なる外国の方を講師とし、料理や国の紹介、言葉などの講座を考えております。

下から2番目の見学会でございますが、夏休みに親子を対象としてプラネタリウム見学会を開催する予定です。また、羽村市、福生市、瑞穂町、奥多摩町とともに、児童・保護者を対象として、宇宙をテーマとした子ども体験塾事業を計画しております。

一番下の生涯学習だよりでございますが、社会教育課事業のほか、生涯学習事業を年4回お知

らせしてまいります。本日、机上配付いたしましたので、お目通しいただければと存じます。

2枚目をご覧願います。一番上の段は市民会館で実施予定のもので、市民劇場と市民映画会をそれぞれ年4回、3カ月に1回実施するほか、文化祭等の展示を予定しております。

郷土博物館では、「幕末の青梅」などの企画展が3回、新収蔵品展、「郷土のあゆみ展」ほか、子ども体験塾の発掘事業・展示に伴う講座を実施する予定です。

美術館では、企画展「空を見上げて」を皮切りに、ビエンナーレOMEまで、数々の展示を実施いたします。展示の詳細は後ほどご説明いたします。

このほか、コンサートや講演会の開催予定がございます。

なお、市民会館、博物館、美術館の3館では、統一テーマを設け、3館あるいは2館合同で連携した文化事業を計画しております。

中央図書館ではおはなし会や読み聞かせ、映画会を開催予定でございますが、24年度はハンディを持つ方を対象としたものも計画しております。また、工作手芸教室、出前講座も実施する予定です。

事業スケジュールの概要は以上でございます。

【美術担当主幹】 続きまして、次の横長の資料をご覧ください。美術館の1年間の展示等の計画を立てております。

まず展示事業ですが、4月は企画展として、所蔵品から「空を見上げて」と題した作品を紹介いたします。広い意味での風景画ですが、切り口を「空」としてまとめていく予定です。

続きまして、5月には毎年行っております共催展として、市内在住作家や、カナダなどから外国人作家を招いて展開する「青梅アート・ジャム」があります。

7月には子供から大人まで楽しめる企画として、所蔵品から「美術館で学問ノススメ」という展覧会を予定しております。古典や物語の一場面を描いた作品や、幾何学図形などを取り入れた作品など、各教科として振り分けられるような作品を選定して、夏休み対象の親しみある構成とします。

また、この夏休みの期間には、1階の第3展示室で、小・中学生向けに実施した実技講座の作品展示や、消防署が行っております市内小学校での消防自動車の写生作品の展示を行います。

続きまして、9月は、「静物画は語る」のテーマで、所蔵品から花や果物など絵画のモチーフからメッセージを拾い上げていきたいと思えます。

またこの時期に、「ふるさと青梅」と題して、市民会館、博物館、美術館の文化課3館合同事業を行い、美術館では市民から公募した作品を中心にテーマ展示を行います。

次に、10月には、多摩地域の作家や美術大学を中心に展開しているアートプログラム青梅の展示で、美術館ほか吉川英治記念館や織物工業共同組合跡の展示施設、青梅から東青梅に至る市内各所の街頭、商店の店先、また個人のお宅の庭先、玄関先などをお借りして、50カ所程度に作品を展開します。

12月には、「世界の切り取り方～縦長・横長・黄金比～」というテーマで、所蔵品から画面

寸法や構図を切り口とした展示を行います。

2月には、青梅市の小学校造形作品展および明星大学造形芸術学部の卒業・修了制作選抜展を行います。なお、明星展の会期中2月25日につきましては、月曜日で本来は休館日となるところ、この日のみ臨時に開館いたします。

3月には、隔年開催の公募展、「ビエンナーレOME2013」の入選作品の展示を行います。なお、応募作品の搬入は、年明けの1月12・13日、中1日置いて15日が審査といった内容になります。

その下の青梅の作家シリーズの展示ですが、現在のところ時期や作家は未定であります。

右の方へいきまして、観覧料につきましては、記載のとおり通常大人200円ですが、学校関係等の共催展は無料ということになります。また、夏休みの展示では、例年のとおり市内小・中学校の児童・生徒にパスポートを配付して、無料扱いといたします。また、アートプログラム青梅の期間中は、展覧会に参加しています武蔵野美術大学、多摩美術大学、東京造形大学、明星大学の学生は、学生証提示で入館できるようにしたいと思います。

次に、表の一番右側、備考にあります普及事業関係では、まず釜の淵新緑祭にあわせて、5月第2土曜日の夕方、開館時間を延長いたしましてロビーで音楽会を開催し、これに伴う料金は300円となります。

一般向けの実技講座につきましては、内容等未定ですが、6月と12月に行う予定です。

夏休みの小学生の講座は、7月下旬に低学年向きと高学年向きの実技講座、また中学生には実技講座とギャラリーガイドを行う予定です。

続いて9月には、展示内容を深めていただくための講演会も予定しております。

12月には、5月同様、ロビーでのコンサートを行う予定です。

最後に欄外、下ですが、所定の休館日であります月曜日および年末年始以外の施設点検、展示替等に伴う臨時休館日は下記の記載のとおりとなります。よって、平成24年度の年間開館日数は267日ということになります。

以上、簡単ですが、来年度の美術館の事業計画についてご説明いたしました。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 美術館の方で、企画展でいろいろなイメージが湧くような副題をつけていただいて、とってもいいと思います。昨日、「空を見上げて」という企画展のハガキをいただきまして、何をやるのかなってちょっとワクワクしましたので、先ほどの「学問ノススメ」なんかもそうですし、「世界の切り取り方」とか、ネーミングでかなりイメージが変わりますので、ほかのところでも教育委員会の企画あるいは主催の事業で、そういう副題的なもので少しアピールできる場所があったらやっていただくと大変ありがたいなと思います。例えば博物館で「幕末の青梅」はまああそうだなと。「新町村開村記」もあそうだなと。ただ「動物大集合」、子どもと一緒に連れていこうかなと、簡単にいえばそういうふうなことがありますので、ちょっとネーミングの仕方を、少しまたアピールするという含めてやっていただくと、さらにいいかなと思いました。

さらに「ビエンナーレOME」は1年置きですけれども、広報はどのようなふうに進んでいますでしょうか。

【美術担当主幹】 広報計画につきましては、夏から秋にかけて概要発表ということで、インターネット、それから記者発表資料送付等を行う予定です。あと、当然ながらポスターの送付も行います。募集をかけてから搬入の期間まで半年ほどありますので、ポスターなどもできれば2班に分かれて、1回目とそれから2回目は時期を少しずらせて、2回目も送ろうかなということも考えております。

それから、広報関係として、審査員さんも知名度のあるような方を予定しておりますので、その辺のニュース性も期待していきたいなと思っております。

【委員】 工夫をお願いしたいと思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

6 特別賃金の廃止に伴う関係要綱の一部改正について(文化課・中央図書館管理課)

【委員長】 次に、報告事項6、特別賃金の廃止に伴う関係要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、特別賃金の廃止に伴う関係要綱の一部改正につきまして、報告資料6によりましてご説明申し上げます。

この要綱につきましては、青梅市全体の嘱託職員にかかる特別賃金を廃止することに伴い、関係する青梅市民会館嘱託職員取扱要綱および青梅市図書館嘱託職員取扱要綱の改正を行おうとするものでございます。

1枚おめくりいただきたいと存じます。こちらは、青梅市民会館嘱託職員取扱要綱の改正の内容を掲載してございます。網かけの部分、(2)でございしますが、「特別賃金(再任用職員に支給する期末手当および勤勉手当に相当する金額)は、勤務成績が良好な者に対して予算の範囲内で支給する」、この部分を削るものでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、青梅市図書館嘱託職員取扱要綱にも網かけの部分がございますけれども、こちらをあわせて削るものでございます。

また1枚目にお戻りいただきまして、実施の期日でございますが、平成24年4月1日から実施しようとするものでございます。

なお、この要綱の一部改正につきましては、青梅市全体の特別賃金の廃止に伴うものでございまして、一括して市の経営会議の方で協議し、承認をいただきましたので、本日ご報告をさせていただくものでございます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会会議録(社会教育課)

イ 平成23年度第5回青梅市立学校給食センター運営審議会会議録(学校給食センター)

ウ 青梅市民会館運営審議会議事録(文化課)

エ 青梅市文化財保護審議会会議録(文化課)

【委員長】 次に、報告事項7、諸報告ですが、ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【委員】 社会教育委員会の方で、斎藤孝先生の講演会の申込み状況があつて、私も当日参加させていただいたんですけど、7割から8割ぐらいだったのでしょうか。家族が申し込んでもたぶんだめだよねというぐらい有名な先生だと思うし、ファンも多い方で、大変もったいなかったなというのが正直な印象です。そんなに多くないようであるということが、この2月21日の時点でわかっていたわけですので、再公募というのができる、とてもいいかなということを思いました。これを見て、あの日の参加数を見て、市長も心配されていて、教育長が、あ、このくらいならよかったですねと、そんなことをちょっと言われたので、正直言って大変もったいなかったなと思いました。強制参加とかそういうのではなくて、やはり随時新しい申込み状況がわかるような、そういう広報システムをつくっていくということが必要じゃないかなと思います。この記録を読ませていただいて、そんなことをちょっと感じました。

もう一つは、給食センターの運営審議会のところで、パブリックコメントが3月いっぱい意見締め切るといふところがあるんですが、今の時点で何かつかめられている数字とかあるのでしょうか。それを教えてください。

【給食センター所長】 パブリックコメントを明日までということで、広報あるいはホームページでお知らせをしているんですが、今日現在まで意見を寄せられているのが1件ございます。ただ、例えばメール等で寄せられる方、あるいはFAX等の方は恐らく最終日あたりに送ってこられる方がいるのかなというふうに感じておりますので、その時点で少しあるのかなというふうには考えてございます。

【委員】 このパブリックコメントというのは、こういう場合にはどこでもやるようですけども、何か持っていき方というんですか、実施の仕方が、やはり課題が多いような気がいたします。私も都にいるときに何回かやったんですけども、100人単位で来てほしいのに、本当に10人とか20人で、それで意見を聞いたことになるのかということ、審議会等でまた改めてご指摘を受けたりしました。事務局がいろいろ手はずを組みながらやっている中でのことなんですけれども、こういうときにはやるもんだというふうな前提でやるのは必要だとは思っています。何か意見の集約の仕方とか、パブリックコメントの生かし方とか、その辺について改めて検討していかないと、いわゆるマンネリ化という恐れになる可能性がありますので、いろいろ検討をお願いしたいと思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。
そのほか、何かありますか。

【美術担当主幹】 次回の教育委員会ですと年度が変わってしまいますので、今回追加で報告させていただきます。

お手元の、本日机上に配付いたしましたものをご覧ください。

3月3日から3月25日までの20日間、市政施行60周年特別展「青梅信用金庫コレクション展」が終了いたしました。ご覧のとおり、観覧者数、右側の合計で、20日間で3199人入りました。1日平均160人ですので、近年稀に見る多くの人を集めたなと思いました。

あとはご覧いただきたいと存じます。

以上、報告いたします。

【委員長】 報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 平成24年度青梅市教育委員会教育施策の概要について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。平成24年度青梅市教育委員会教育施策の概要について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、協議資料1、平成24年度青梅市教育委員会教育施策の概要について説明をさせていただきます。

平成24年度青梅市教育委員会教育施策の概要でございますが、2枚おめくりいただきまして、右側の1ページから10ページまで、教育目標と五つの基本方針を記載してございます。こちらにつきましては、去る2月2日の教育委員会定例会でご決定をいただいたところでございます。本日は、11ページ以降に、平成24年度の主な教育施策を基本方針1から基本方針5にわたりまして、基本方針ごとにそれぞれ項目を列記させていただいております。

恐縮ですが、11ページ中ほどの1「人権教育の推進」から始まり、大きく飛びますが、32ページ中ほどの11「スポーツに関する市長部局との連携」まで、38項目ございますが、これらの項目ごとにさらに各施策がそれぞれ下に記載してありまして、合計で161施策となっております。また、これらの施策は事務点検評価の対象となるものでございます。

次に、33ページ右側をご覧ください。平成24年度の主な教育施策の事業内容につきまして、33ページから最後の84ページまで52項目のいわゆる重点事業というものを掲げてございます。これは、先ほどの161施策の中で平成24年度、特に重点的に取り組もうとする内容の事業となっております。

恐縮でございますが、33ページにお戻りいただきまして、中段より下をご覧くださいと存じます。

重点事項の記載に当たりましては、前年度と同様に重点事業の事業内容ごとに、単年度事業なのか、あるいは中長期的な事業なのかを示すほか、プロセスや達成度について評価をし、これを

もとに年度別評価、事業期間総合評価が記載できるよう、年度ごとの目標達成の数値化についての記載欄を設けてございます。

各教育施策の実現に向け、各担当課は努力を重ねていく所存でございます。よろしくご協議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

非常に多岐にわたる分野ですけれども、特に区切らずにいきたいと思えます。

【委員】 また去年と同じ話になってしまうんですが、去年も最初に教育推進プランを見て、次にこちらを見せていただいて、何となく項目が似ているようでちょっと違うという分け方で、去年の場合は教育推進プランというのが大きな方向性をいって、これは毎年改定していくものだというようなことで理解をしたつもりにはなっているんですが、ただ、今のご説明を聞いていると、やっぱり教育施策の概要の方も実は大きな枠があって、その中で今年の重点がこれだよという言い方があるということは、その枠の方が何となく教育推進プランと合ってるんじゃないのかなと。さっきの例えば教育推進プランの実施状況なんかが出たときに、それをもとに今年の教育施策の重点をどうしようなんていうのを考えたときに、これとこれがどういう対応なんだったかなということをやっていくと、そればかりに時間がかかっちゃって、うまくいかないというか、よくわからないというか、そういう印象を持つんですが、いかがなんでしょうかね。

【委員】 今の点で、いつだったか、全部が横長に大きな紙になっている、チャート図のようなのを見せていただいた記憶があります。あれはいつもついていないと、私もそのたびに基本方針と推進プランとの関係がどうなっているかと。例えば33ページに書かれていますけれども、どういうふうに流れてきているかというのはちょっと読み取りにくいかなと、私もちょっと気になります。

【教育部長】 委員からご指摘いただいたんですけれども、まず推進プランを簡単に申し上げますと、国でいえば憲法みたいな、そういう位置づけ。教育委員会の基本施策を基本的にどういうふうな方向で進めるか、いわゆる憲法的なもの。今、ここでお示しさせていただいています教育施策の概要につきましては、教育目標、五つの基本方針等を含め、一つ一つの法律があって、世の中動いているんですけれども、そんなふうなニュアンスでとらえていただければよろしいかと思えます。ですから、一つ一つを具体的に突合ということになりますと、基本的には合っているんですけれども、整合性をきちっと図ることになりますと、基本的なそもそものスタートのところが違いますので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

ただ先ほど、委員の方からご指摘がありました、その辺のわかりやすさを示すということで、A3の表にしたものがございますので、これを機会あるごとに示させていただくということでご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

【委員】 提言に対して施策があるにしても、その施策の分類方法は別に憲法でもいいような気

がするんです、私は。その方が恐らくしっくりくる。そこでまた別体系を立てて、個々の施策を言うというよりは、大本があった方がシンプルにつながるような、そういう気がするのが一つと、それから実際に先ほど推進プランの実施状況という言い方になっちゃっているわけです。そうすると、推進プランというのは施策なのかと思っちゃうわけです、その表現が。その辺でよくわからなくなっちゃう。そういう印象を持ったんです。進捗も、結局何か施策があつて、それによつて進捗していく、じゃ何を計測しているのかということなのかもしれないですけど。という印象です。

【委員】 今回出された教育委員会の教育施策の概要は、青梅市教育委員会の教育目標とか基本方針をあえて、東京都の方で同じような枠を示されていますので、それに従つてこれはつくられているんだと理解しています。ですから、推進プランが大きな憲法的な提言だとすれば、それとこれとの相関関係みたいなものについては、やはり教育委員会としてちゃんと整理して説明することにしないと、私どもはまだ、何回もこうやって見ていますけれども、これだけ示されても、例えば一般市民の方は推進プランとどういうふうにつながっているのと、やっぱりどうしても思われると思うので、このどこかに推進プランとの関係について、文章なりあるいはそういうチャート図なんかで関係を示していくということは、今後絶対必要ではないかなというふうに思っております。

【委員】 東京都というお話になると、教育推進プランみたいなものに対応した東京都のものもあるんですか。

【総務課長】 先ほどのご質問で、教育推進プランとこの教育施策の概要の整合性というか、それがわかるような文言、または図面、相関図等によつて、第三者が見てもわかるような形づくりというところのご提言かと思ひます。それにつきましては、検討させていただきたいというふうに考えております。

先ほどの東京都の方の施策ということですが、東京都教育ビジョンということで体系化されているところがございます。ここに、先ほどから説明したような、基本方針等が示されているというところがございます。

【委員】 しつこいようですが、もし東京都にも教育推進プラン、それはビジョンかもわかりませんが、目標というか、施策の体系のものがあつて、それが整合していないんだとすると、これはこれ、それはそれをつくると、我々の方もなかなか整合しづらいなという気はしたんですが、それはどうなんでしょうかね。

【委員】 恐らく各区市の方でも、こういう推進プラン等をつくっていると思うんですね。それと、それぞれの教育委員会の基本方針とか、ある意味、二本立てみたいなのところがあると思うんで、いずれにしてもこの関係性について整理していただくということが課題だというふうに思っています。

【委員長】 ほかにございますか。

【委員】 33ページをちょっとご覧いただくと、下の方に先ほど総務課長の方から説明がござ

いました表があるんですが、年度別の目標達成率というのはいつの時点で入るのかなというのがちょっと疑問に思ったんですね。下の方の説明で、21年度事業から年度別目標達成率を書くんだというふうに書かれていますので、これが21、22までは少なくとも入っていないとおかしいのではないかなというのを一つ感じました。

それからもう一つは、指導室から各課ずっと入っているんですが、事業の目的、事業内容のところの書き方がかなり、分量も含めて違うので、これをまとめて示されたときに、疎密がやっぱり即感じ取られる。主な教育施策と言っているわけですから、力を入れているということなわけですから、そこを訴えなければいけないと思うので、来年以降でいいと思うんですけども、この書き方をもう少し、どういう内容を各課で書くのか、桁を揃えていただくという言い方になるのかとは思いますが、そうしていただいた方が私はこの価値が出るんじゃないか、アピールする力が出るんじゃないかなと思うんです。33ページから84ページまでずっと見ましたけれども、事業によってもなかなか書きにくい内容とか、具体性が、今の段階ではというのがあるとは思うんですけども、それにしても、一冊にまとめるというからには、真ん中の空欄の枠の中にどういう内容を書くのかということ、事務量の増加にならないように逆に整理をしていただいてやっていくということが今後必要じゃないかなということ、印象として持ちました。

【総務課長】 ご指摘のとおりかと思っております。

まず、年度別達成率につきまして記載がないということでございます。それともう一つ、各事業によって重点項目であるということであるとするならば、ある程度の文言的などころの増量とございますか、その辺は図るべきであろうというご指摘かと思えます。それにつきましても、今後に生かしていきたいというふうに考えております。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成24年度青梅市教育委員会教育施策の概要について、は承認されました。

2 青梅市教育委員会傍聴人規則の全部改正について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項2を議題といたします。青梅市教育委員会傍聴人規則の全部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、協議資料2をご覧いただきたいと存じます。

青梅市教育委員会傍聴人規則の全部改正についてご説明申し上げます。

初めに、1の改正の理由でございますが、青梅市教育委員会傍聴人規則につきましては、昭和27年に制定して以来、長年が経過したわけでございます。そのような中で、より適正な事務の執行を図るため、本規則の全部を改正しようとするものでございます。

次に、2の改正の内容であります。趣旨規定の追加についてであります。青梅市教育委員会の会議の傍聴に関して、必要な事項を定める旨の規定を第1条に加えるというものでございます。

(2)にございます定員についてであります。現行の規則では30名を定員としておりますが、教育委員会会議室の収容人員、また教科書採択時における定員を考慮いたしまして、傍聴人の定数を10名といたします。ただし、委員長が必要と認めた場合には、定数を30名とすることができるように規定に改めようとするものでございます。

(3)につきましては、傍聴券の交付に関する規定を改めるものであります。アでは、定員を超える場合には、抽選により傍聴人を決定する規定を、イでは、報道関係者の傍聴に関する規定を第4条の中に追加しようとするものでございます。

また(4)は、傍聴券の交付を受けた者が、傍聴終了後に退場する際の傍聴券の返還に関する規定を、第5条として追加するものであります。

次に、(5)についてであります。これは第7条関係でございますが、傍聴の不許可に関する規定につきまして、現行の規定を現在の状況に即した、より詳細に禁止事項を定めようとするものであります。

恐縮でございますが、おめくりいただきまして、中段にございます(6)についてでございます。遵守事項に関する規定につきまして、前条と同様に、現行の規定を現在の状況に即した、より詳細な傍聴人の遵守事項を定めようとするものであります。

次のページ、(7)についてであります。傍聴人の写真、映画等の撮影や録音に関する禁止規定を新たに追加しようとするものでございます。

以上、これらの規定の整備を行うとともに、文言の整理等、所要の規定の整備をあわせて行おうとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成24年4月1日とするものであります。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 現行の方で読めない字があり、難しい言葉を使っていたなど改めて思って、本当に時代の流れの中で必要な改革だなと思いました。

参考までに、傍聴券というのはどういうふうな内容が書かれているのか、見たことないものですから、教えてください。傍聴券の交付を受けた者は返還をしなくちゃいけないということでも、その辺がよくイメージが湧かないものですから、お願いいたします。

【総務課長】 傍聴券でございますが、傍聴される方に、あなたは傍聴してもいいですよという許可証のようなものですが、その中には、ここにありますような注意書き、こういったことをしてはいけませんよという注意書きを書いたものをそれぞれにお渡しして、ご確認いただいて、帰りにはまた戻してもらおうという形でございます。いずれにしても、こういったことをしてはいけませんよという注意書きを、傍聴券という形で周知させていただきますというところでござい

す。

【委員長】 ほかにございますか。

【委員】 傍聴人の定員の数なのですが、現行と改正後で、本来だったら大は小を兼ねるような気もするのですが、これはやはり具体的に言うと会議室の問題なんですか。

【総務課長】 現行では30人ということでございます。基本的に、教育委員会の会議をこちらの場所でやるとすると、この中に30人という形になりますと、かなり厳しいものがございます。したがって、10名に改めさせていただいたところでございます。また、教科書採択などを審議する場合には、多くの傍聴人が予想されることから、別の広い会場で行うこともございます。これに対応するため、委員長が認めた場合には30人までは傍聴を可能にすることとしました。どうしても会議室のキャパの関係で改めさせていただくというところでございます。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会傍聴人規則の全部改正については承認されました。

3 青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱の一部改正(指導室)

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱の一部改正、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱の一部改正についてご説明申し上げます。協議資料の3をご覧ください。

初めに、改正の理由でございます。教育上、特別な支援を必要とする児童・生徒の就学相談においては、保護者の心情への共感的理解を深めるとともに、適切な情報提供や十分な意見聴取を踏まえることなど、支援に当たっては適切な配慮が必要となってまいります。また、心身の障害の有無が未確定である児童・生徒も就学相談の対象となってまいります。こうした状況を背景といたしまして、平成23年度の東京都の特別支援教育課における教育委員会訪問において、その際、担当の指導主事から、「青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱」について、「就学指導」という用語を「就学支援」に改めるなど、より適切な表現に改めるよう指摘がございました。このことを踏まえまして、当該委員会の名称、所掌事項等について見直しを行おうとするものでございます。

それでは、改正の内容についてでございますけれども、現行では太字のところ、「特別支援学級就学指導」という文言になってございますが、こちらを先ほど申し上げましたように、ご指摘を受けた「就学支援」という文言に改めるものでございます。

次に、委員会の設置規定および所掌事項でございますが、現行の「心身に障害のある」という

この一文だけでございますが、改正後につきましては「心身の障害等により、教育上特別な支援を必要とする」というふうに改めさせていただきました。

なお、下段でございますけれども、括弧内ですが、現行では「心身の障害児」で終わっていませんけれども、子供たちの範囲が広がるということもありまして、「等」という言葉をつけさせていただいております。

同じように一番下でございますが、「就学指導を図る」という文言から、「就学支援を行う」というふうに改めさせていただいております。

裏面をご覧ください。同じようなスタンスでございます。委員会の名称を、「就学指導」から「就学支援」に本文中の文言を改めさせていただいております。

次に、所掌事項でございます。所掌事項につきましては、現行では「就学措置」という言葉のみで言い切っておりますけれども、改正後につきましては「心身障害児等」というふうに広くとらえまして、「入学および転学に伴う適切な就学」ということに、少し具体性を持たせていただきました。

また、現行では「就学後における」ということで就学後に限定をしておりますけれども、今回は「心身障害児等」ということで、子供たちを広くとらえるとともに、「かかる適切な支援」ということで、大きく支援を行っていくということ、こちらの文言も改正をさせていただきましたと思っております。

なお、実施期日でございますが、平成24年4月10日から実施し、適用については平成24年4月1日からというふうにさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。ご協議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 確認ですけれども、児童・生徒とありますが、ここに幼児を入れなくても大丈夫なんですね。小学校入学のときには、幼児が該当しますが、それは児童・生徒の中に含まれているという解釈でいいのか。もう一点は、「心身障害児」という言葉自体は、今でも使っても構わないということよろしいんですか。

【委員長】 あわせて、「心身障害児等」と「等」という字が入っているんですけども、そうすると単なる用語を変えるということだけではなく、何か就学支援の広がりとか、そういうものが指導要領にあるのでしょうか。

【指導室長】 今の「等」につきましては、先ほど申し上げましたように、障害がある子供たちだけではなくて、障害が未確定な子供たちも含まれるということで、「等」という言葉にさせていただいております。

続きまして、先ほどのことでございますけれども、まず幼児につきましては、児童・生徒ということで、いわゆる小学校への就学支援ということでございますので、そこに含ませていただいております。

「心身障害児」という言葉でございますけれども、現行のものにつきましてはこの言葉を使わ

せていただいているところでございます。東京都教育委員会の指導主事から指摘があったところについては直ささせていただいたんですが、この点については指摘がございませんでしたので、このまま使わせていただいているところでございます。

【委員長】 よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱の一部改正、は承認されました。

4 青梅市教育委員会処務規則の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市教育委員会処務規則の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、協議資料4をご覧くださいと存じます。

青梅市教育委員会処務規則の一部改正についてご説明申し上げます。

初めに、改正の内容でございますが、就学指導委員会の名称変更に伴いまして、本規則の一部を改正しようとするものであります。

今回の改正は、先ほど協議資料3、青梅市特別支援学級就学指導委員会設置要綱の一部改正を踏まえまして、「就学指導」という用語を「就学支援」という用語に改め、より適切な表現にしようとするものであります。

次に、改正の内容でございますが、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。表面、裏面ともに、黒の太文字でお示ししているものは、2月17日に開催いたしました教育委員会臨時会におきまして、教育委員会事務局の組織改正に伴い、教育委員会処務規則の一部改正をご協議の上、ご承認いただいた事項でございます。また、赤でお示ししているものは、今回の教育委員会処務規則の一部を改正する事項でございます。

右の現行の欄をご覧ください。中段にございます別表2の教育部総務課学務係のところに、赤字でお示ししてある「就学指導委員会」を、左の欄にございます「就学支援委員会」に改めようとするものでございます。

また、その新旧対照表の裏面、右側下段に「教育支援係」の項に、赤字でお示ししております「就学指導委員会」を、左の欄にお示ししております「就学支援委員会」に改めようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、平成24年4月1日とするものでございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会処務規則の一部改正について、は承認されました。

5 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について(総務課)

【委員長】 次に、協議事項5を議題といたします。青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、協議資料5をご覧くださいと思います。

青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正についてご説明申し上げます。

初めに、改正の理由でございますが、就学指導委員会の名称変更に伴いまして、本規程の一部を改正しようとするものであります。

先ほど協議資料4、青梅市教育委員会処務規則の一部改正と同様に、「就学指導」という用語を「就学支援」という用語に改め、より適切な表現にしようとするものであります。

次に、改正の内容であります。1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

別表2に赤字でお示ししてある「就学指導委員会」を、左の欄にございます「就学支援委員会」に改めようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、平成24年4月1日とするものでございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、は承認されました。

日程第5 議案審議

議案第34号 青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議を行います。議案第34号を議題といたします。青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 では、議案第34号青梅市文化財保護審議会委員の委嘱につきまして、ご説明さ

せていただきます。

青梅市文化財保護審議会委員の委嘱につきましては、青梅市文化財保護条例第41条の規定にもとづき、任期満了に伴いまして新たに委嘱をしようとするものでございます。

次のページをご覧いただきたいと存じます。青梅市文化財保護審議会委員候補者でございますが、備考欄に記載させていただきましたとおり、全委員を再任させていただこうとするものでございます。

任期でございますが、平成24年4月1日から平成26年3月31日まででございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第34号青梅市文化財保護審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

【追加議案】

【委員長】 次に、先ほど協議事項2、協議事項3および協議事項4が承認されたことに伴い、議案が3件追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に議案第35号青梅市教育委員会傍聴人規則の全部を改正する規則について、議案第36号青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、および議案第37号青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、を追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に、議案第35号、議案第36号および議案第37号を追加し、議題といたします。

【追加議案】

議案第35号 青梅市教育委員会傍聴人規則の全部を改正する規則について

【委員長】 それでは、ただいま議題となりました議案第35号青梅市教育委員会傍聴人規則の全部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、ただいまお配りいたしました提出議案(2)、1枚おめくりいただきまして、議案第35号青梅市教育委員会傍聴人規則の全部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、ただいま協議資料2にもとづきまして、青梅市教育委員会傍聴人規則の全部改正につきましてご説明申し上げ、ご協議をいただき、ご承認を賜ったところでございます。

内容につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第35号青梅市教育委員会傍聴人規則の全部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第36号 青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

【委員長】 次に、議案第36号を議題といたします。青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、議案第36号青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

本案につきましても、ただいま協議資料4にもとづきまして、青梅市教育委員会処務規則の一部改正につきましてご説明申し上げ、ご協議をいただき、ご承認を賜ったところでございます。

内容につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおりでございますが、本案につきましては就学指導委員会の名称変更による一部改正のほか、2月17日に開催いたしました第15回教育委員会臨時会におきまして、ご協議の上、ご承認いただきました教育委員会事務局の組織改正に伴う教育委員会処務規則の一部改正につきましても、あわせまして議案上程するものでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第36号青梅市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は原案どおり可決されました。

議案第37号 青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について

【委員長】 次に、議案第37号を議題といたします。青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、説明をお願いいたします。

【総務課長】 議案第37号青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、ただいま協議資料5にもとづきまして、青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正につきましてご説明申し上げ、ご協議をいただき、ご承認を賜ったところでございます。

内容につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。

本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第37号青梅市教育委員会事案決定規程の一部改正について、は原案どおり可決されました。

日程第6 委員長閉議および閉会

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他、何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程につきましてご報告させていただきます。

まず4月3日(火)でございますが、教職員辞令伝達式等がございます。集合時間が午前9時半からとなっております。内容につきましては新補・転補校長の紹介、教職員辞令伝達でございます。会場が204から206会議室、庁舎の2階となっております。また、教育委員会会議室、こちらの場所でございますが、内容によってそれぞれ行ってまいります。

次に、4月6日(金)でございますが、小・中学校の入学式がございます。小学校は午前中、中学校は午後ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、4月13日(金)でございますが、教育施策連絡会がございます。こちらは都庁の第一本庁舎の5階でございます大会議場で、午後2時からとなっております。これにつきましては、委員長、〇〇委員、教育長等の出席で、よろしくお願ひしたいと思います。

最後でございます、4月19日(木)平成24年度第1回の教育委員会定例会を午後1時30分から教育委員会会議室、この会場で行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第 29 条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員